

3 - 4 緑地の保全及び緑化の施策と役割分担

(1) 施策と役割分担

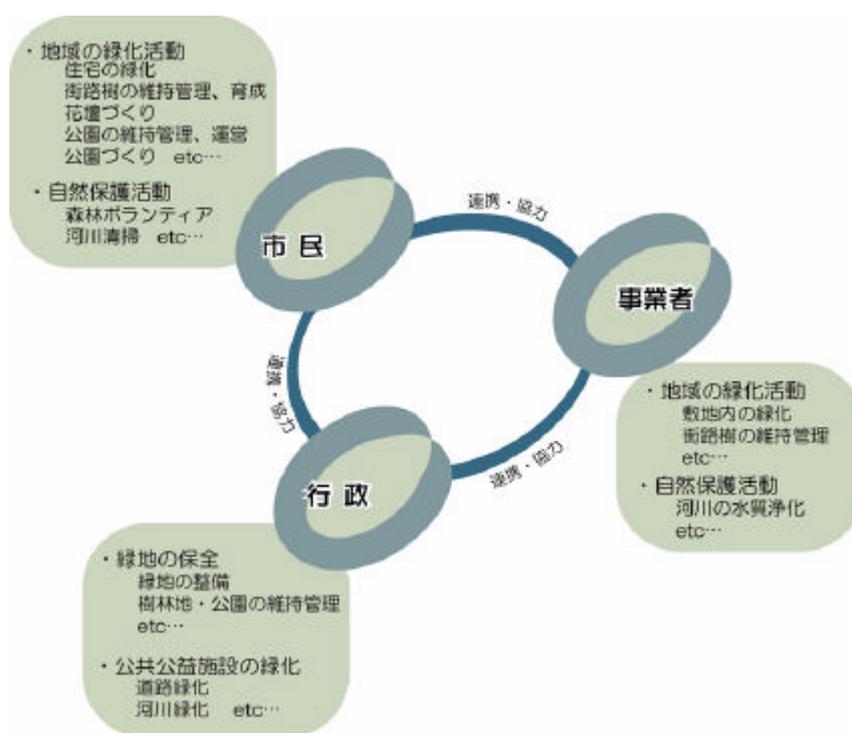
本市では多くの市民団体による緑化、緑地保全活動が行われている。また、市民参加による緑のまちづくりについてのアンケートでは、「個人でできる範囲で参加・協力する」という回答が約60%、「進んで参加・協力する」という回答が5%で、「個人でできる範囲で参加・協力する」は各年代とも5割を超えている。参加・協力できそうな活動としては、「自宅の道路に面した部分の緑化や生垣づくり」が約30%、「公園、道路などの清掃、除草、水やりなどの手入れ」が約25%、「公園、道路などの花壇づくり」が約20%、「緑の募金活動などへの協力」が約15%となっており、民有地とともに公共施設での活動に対する意欲もみられる。

自分たちの暮らすまちを自分たちの手により、自然環境が守られ美しく緑化された緑豊かなまち、「ふるさとの川と緑を守り育むまち」にするという共通のイメージをもち、それぞれの立場で活動を推進することが将来の望ましいまちづくりにとって重要となる。

そのためには、現在行われている市民の自主的な緑化、緑地保全活動を推進するとともに、アンケートに現れた市民の潜在的パワーを活かすシステムづくりと、市民、事業者、行政が一体となってパートナーシップを築きながら緑に関する施策に対してそれぞれの役割を進めていくことが重要となる（下図参照）。

それにより、今後は市民、事業者の活動内容、機会の拡大を進め、市民・事業者との協働による公園づくりや街路樹の育成とともに、民有地の緑化と緑地の保全についても検討し、推進していく。

次頁に本市における“緑の保全”“緑地の創出”“都市緑化の推進”“緑を育てる仕組みづくり”の施策に対する市民、事業者、行政の3者の役割分担を示す。



市民・事業者・行政の協力体制と主な活動を示す概念図

表 緑地の保全及び緑化の施策と役割分担

基本方針	基本施策	施策	役割分担		
			市民	事業者	行政
1. 自然にやさしいまちをつくる (緑の保全)	樹林 樹木の保全	森林の保全、複層混交林の創出			
		開発申請時の適正な誘導			
		緑地保全地区制度、風致地区制度の活用			
		自然緑地保護地区制度等の活用			
	保存樹制度の活用				
河川 湖沼の保全 活用	桐生川ダム周辺の整備				
	多自然型川づくり				
	親水空間の保全 活用				
2. 水と緑のふれあいの場を広げる (緑地の創出)	身近な公園緑地の整備 充実	身近な公園緑地の整備			
		一時避難場所としての公園機能の充実			
		市民参加による公園づくり			
	拠点となる公園緑地の整備 充実	個性と特色ある公園の整備			
		都市防災機能の強化			
		魅力ある公園への再整備			
	水と緑のネットワーク化	緑の散歩道の整備			
		サイクリングロードの整備			
		ハイキングコースの活用			
3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる (都市緑化の推進)	都市公園、公共公益施設の整備 充実	都市公園の緑化			
		都市公園のバリアフリー化			
		学校の緑化			
		公共公益施設の緑化			
	道路 河川の緑化	道路の緑化			
		河川 水辺の緑化			
	民有地の緑化	住宅地の緑化			
		商業施設地の緑化			
		工場 事業所の緑化			
		緑地協定、接道部緑化に関する取り決め等の締結			
4. 市民の自主的 主体的な緑のまちづくりを支援する (緑を育てる 仕組みづくり)	自主的 主体的な活動の促進	(仮)緑の相談所の開設			
		グリーンフラワーバンクの活用			
		移動地域バンク (苗木及び球根の配布) の活用			
		生垣づくり奨励苗木交付事業の活用			
		市民による緑の維持管理の促進			
		桐生の清流と森林を守る会 の活動促進			
		活動団体 人材の育成			
	緑化イベントの充実 緑の普及啓発	緑化推進月間の設定			
		桐生市緑化推進大会の開催			
		市民植木市の開催等イベントの充実			
		緑と花」のポスター募集及び展示			
	緑化推進基金の充実	普及啓発活動の充実			
		桐生市緑化推進基金の積み立て 運用			
	みどりのまちづくり推進体制の充実	庁内組織の充実			
		桐生しみどりと花の会」との連携			
	調査研究 広報活動	緑や自然に関する調査研究			
各種指針等の作成					
緑に関する情報提供					

施策の中心となる

施策に対して参加 協力または支援を行う

(2) 民間の参加、協力等の促進方法

自主的・主体的な活動の促進

本市では、市民、各種団体、ボランティア、行政が軸となり市民総参加を基調に活動を展開している「桐生市みどりと花の会」を中心として、市内すべての小学校に設置されている「緑の少年団」、「梅田ホタルを愛する会」、「道普請型ぐんまグリーン大作戦参加団体（平成 11 年度 43 団体）」などの多くの緑化推進愛護団体により、市内の美化、清掃活動や緑化活動を通して公園や道路の維持管理等への協力が行われている。

また新たに、桐生川などの清流とその水源となる山々を貴重な財産として次世代へ引き継ぐことを目的として「桐生の清流と森林を守る会」が市民ボランティアグループにより発足した。これに対して、市は事務局を努めるなどの支援を行っている。

また、ボランティア活動の拠点となる梅田清流広場の整備により、市民、小・中学生、各種団体等によるボランティア活動を支援する。

今後もグリーンフラワーバンク、地域移動バンク、生垣づくり奨励苗木交付事業などの活用により市民の緑化活動を促進する。あわせて、生垣や植木の維持・管理が困難な場合などのボランティアを必要としている市民と、ボランティア活動を希望している市民を橋渡しするなど、自主的・主体的な緑地保全、緑化活動を支援する。そのため、「桐生市みどりと花の会」との連携・協力により、常に新たに発生する活動へ対応を行える仕組みづくり、庁内体制の確立を推進する。

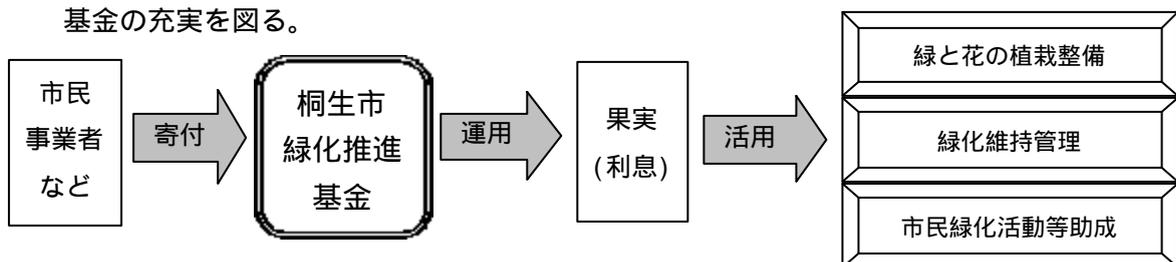
〔自主的・主体的な活動のための施策〕

- 緑化活動、複層混交林づくりなどのボランティア活動を支援するための仕組みづくりと庁内体制の確立
- 公園・道路などの樹木の選定・維持・管理・育成の推進
- 地域の市民や小・中学校へ公園アイデア募集、維持・管理も視野に入れた計画段階からの公園づくりへの参加の促進
- 緑化活動や公園づくり、自然環境保全などに意欲的な市民、団体への支援
- 学校教育との積極的な連携を図り緑についての学習機会の拡大
- 緑化技術や緑について生涯学習などを活用した学習機会の拡大
- 団体相互の交流促進機会の拡大
- （財）日本緑化センターの助成を得て緑の相談所の開設

緑化推進基金の充実

現在本市では、都市の緑化を効果的に推進するために、桐生市緑化推進基金として、市民、事業者等各方面からの寄付金を募りその積み立てを行っている。

今後も各緑化推進愛護団体の協力を得ながら、広く市民、事業者等に広め、緑化推進基金の充実を図る。



桐生市緑化推進基金のしくみ

(3) 普及啓発活動と顕彰制度の推進方針

普及啓発活動の推進

本市では緑化の推進についての基本的な方針と施策を示す「桐生市の緑を育て自然を守る条例」が定められている。また新たに、本市全体の清流を次世代へ継承するための基本的な方針と施策を示す「桐生川の清流を守る条例」が定められ、これらにより市民、事業者、行政の役割分担と連携及び協力が示されている。

本市では、これらの条例を基本として、緑化活動や自然環境保全などについて市民、事業者、行政のパートナーシップによる役割分担を図りながら、市民や事業者が主体的に活動を推進するための普及啓発活動を推進する。

〔普及啓発活動を推進するための施策〕

- 桐生市緑化推進大会や市民植木市の開催
- 都市公園等における花と緑のイベントの開催
- 自然観察の森を活用した自然観察会や指導員研修講座の開催
- 専門家による講演やシンポジウムなどの開催
- 市民、事業者や有識者の協力のもと緑や自然に関する調査研究の推進
- 緑化や自然環境保全などに関する指針の作成
- 緑化、ボランティア活動、NPO法人などに関する情報を市民に広めるとともに、市民からの情報や意見などを取り入れる機会を拡大するために、広報紙やインターネットなどの活用推進
- 広報紙やインターネットを活用した、市民の情報提供による民有地も含めた季節の花木のお知らせ
- 水と緑、自然環境の大切さを学校教育や家庭で学んだ子供から大人への発信の場となる学習成果発表会の開催支援

顕彰制度の推進

本市では桐生市緑化推進大会の開催にあわせ、「花と緑」のポスターコンクールの優秀な作品や緑化功労者・団体、優良花いっぱい団体に対してその活動を顕彰している。

今後も、市民、事業者等の積極的な緑化活動への参加を促進するため、引き続き顕彰活動を推進する。

〔顕彰制度を推進するための施策〕

- 内容の拡大...緑化や都市公園等に関するアイデア、研究内容 など